

2013年4月1日制定

愛知大学リポジトリ運用指針

愛知大学図書館委員会

(目的)

第1条 この指針は、愛知大学及び愛知大学短期大学部（以下「本学」という。）において運用する愛知大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針においてリポジトリとは、本学において作成された電子的形態の教育研究成果を収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信及び提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理及び運用)

第3条 本学リポジトリの管理及び運用は、図書館が行う。

(登録者)

第4条 リポジトリに教育研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の機関
- (2) 本学に在籍し、又は在籍した教職員（非常勤教職員を含む。）
- (3) 本学大学院研究科の博士課程（博士課程前期課程を除く。）に在籍し、又は在籍した大学院学生及び研究生
- (4) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリに登録することができる教育研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的価値を有するものであること。
- (2) 原則として、学内外の機関により公表されたものであること。
- (3) 登録者が作成に関与した教育研究成果であること。
- (4) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (5) 無償で提供されたものであること。

(公開許諾及び著作権)

第6条 リポジトリに教育研究成果を登録することを希望する者（機関を含む）は、教育研究成果を登録するにあたり、次の手続きを行うものとする。

- (1) 登録者から「愛知大学リポジトリ登録申請書兼公開許諾書」により公開許諾手続きを行ったうえで、教育研究成果を図書館に提供する。
- (2) 共著者等の登録者以外の著作権者がある教育研究成果を登録する場合、あらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

第7条 提供されたコンテンツの著作権等は、図書館には委譲されず、図書館は、提供者の許諾に基づき公開のみを行うものとする。

(コンテンツの保存)

第8条 図書館は、提供されたコンテンツを適切な状態で保存しなくてはならない。なお、コンテンツの保存年限は、本学リポジトリの運用に大幅な変更が生じた場合を除き、無期限とする。

(教育研究成果の利用)

第9条 ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育研究成果を利用する者（以下「利用者」という。）は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育研究成果の削除)

第10条 図書館は、次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育研究成果を削除できる。

- (1) 登録者から削除の申請があった場合
- (2) 提供されたコンテンツが、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上に問題があり、教育研究活動の遂行を阻害する場合

(留意事項)

第11条 図書館は、リポジトリの管理及び運用にあたり、憲法の保障する表現の自由及び学問の自由を侵害することのないように、十分に留意しなければならない。

第12条 この指針に記載されていない管理及び運用事項については、必要に応じて、登録者及び図書館が別途協議するものとする。

(免責事項)

第13条 図書館は、リポジトリに登録された教育研究成果を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。